## 公益社団法人 地盤工学会東北支部表彰規程

(平成 15 年 4 月 23 日制定) (平成 23 年 2 月 23 日改正) (平成 31 年 4 月 24 日一部改正) (令和 3 年 2 月 19 日一部改正)

(総則)

- 第1条 公益社団法人地盤工学会東北支部規程第23条に基づき、東北支部表彰規程を定める。 (表彰委員会)
- 第2条 賞を選考するために表彰委員会(以下「委員会」という)を設置する。
  - 2. 委員会の長は、支部長とする。
  - 3. 委員会は、副支部長、幹事長、副幹事長、常任幹事、他3名で構成する。

(東北支部賞)

- 第3条 表彰は、東北支部賞を授与して行う。東北支部賞は、技術的業績部門および貢献的業績 部門に分け募集し、原則として個人(複数可)に授与する。但し、委員会が適切と判断した 場合には、団体を表彰することができる。
- A) 技術的業績部門
  - (1) 東北地域の特性を考慮した優れた工事計画、工事実績、工事に関連した調査および計測等
  - (2) 東北地域での活用性、汎用性に優れた技術の開発および実用化等
  - (3) 東北地域の特殊性が考慮された学術的に優れた研究論文および研究報告等
  - (4) 東北地域で発生した地盤災害の調査、研究およびその報告等
- B) 貢献的業績部門
  - (1) 地盤工学関係技術者の育成および技術力向上に顕著な貢献をしたと認められる業績等
  - (2) 地盤工学の PR およびイメージ向上に貢献をしたと認められる業績等
  - (3) 地盤工学会東北支部の活動に従事し、顕著な貢献をしたと認められる業績等

(応募)

第4条 東北支部賞の応募は、別途定める応募要領による。

(審査および決定)

第5条 応募業績の審査および授賞業績の決定は、別に定める「地盤工学会東北支部表彰に係る審査内規」に基づき、委員会で行う。

(表彰)

第6条 総会において支部長が賞状、記念品を授与する。

(改廃)

第7条 本規程の改廃は、委員会の発議に基づき商議員会で審議、決定する。

(付則)

この規程は、平成15年4月23日より施行する。